
平成 30 年度
監査結果の概要

平成 31 年 4 月
いわき市監査委員事務局

目 次

- 監査制度の概要…………… P 1
- 重点項目…………… P 2
- 監査等の種類と対象…………… P 3
- 定期監査における調査件数及び指摘件数…………… P 4
- 意見又は要望とした事項…………… P 5
- 行政監査…………… P 6
- 財政援助団体等に対する監査…………… P 7
- 監査事例説明会…………… P 8
- 平成 30 年度監査等実施日程…………… P 9

監査制度の概要

1 監査委員について

監査委員は、主に市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について監査するために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 195 条の規定により設置され、市長から独立した立場で、行政サービスが適法であるか、効率的であるか、さらに不正がないかなど、幅広い観点から監査を実施しています。

また、監査委員は、一人一人が単独で監査を行うことを原則としている独任制の機関です。これは、監査委員がそれぞれ職権を行使する、ということを意味します。このため、複数の委員で構成されているにもかかわらず「監査委員会」という呼び方はしません。

なお、監査委員は、識見を有する者のうちから選任される識見監査委員と、議会の議員から選任される議選監査委員、合わせて 4 名で構成されており、任期は 4 年（議員のうちから選任される者にあつては議員の任期）となっています。議選監査委員の定数については、いわき市監査委員条例で 2 名となっています。

2 監査基準について

いわき市監査基準は、地方自治法等の規定に基づく監査、検査及び審査の実施、報告等に関し、監査等の目的、実施、計画の策定、報告・意見の提出、報告等の内容・公表及び措置状況の報告等について、監査委員のよるべき基本事項を定めています。

3 監査計画について

監査計画は、いわき市監査基準に基づき、各種の監査、検査等について、効果的、効率的に実施することができるように、毎年度定めています。

内容は、当該年度における重点項目、監査等の対象、実施時期などとなっています。

4 監査結果について

監査の結果については、議長や市長等に対して報告するとともに、市のホームページで公表しています。市長等が監査の結果に基づき講じた措置の内容についても結果と併せて公表しています。

重点項目

平成 30 年度監査計画において、重点項目に位置付けた内容は次のとおりです。

- (1) 法改正により、内部統制体制の整備及び運用が努力義務とされたことを踏まえ、全庁的な内部統制体制の整備を促しつつ、各部等の事務処理における内部統制の状況に着目して監査を行う。
- (2) 手数料や使用料などの収入金については、条例等に基づき担当部署がそれぞれ算定しているものであるが、算定の過程におけるチェック機能が働いているかに着目して監査を行う。
- (3) 補助金交付事務について、平成25年2月に策定した「市補助金見直し指針」に照らし、補助目的や補助金算定方法等を明らかにした「補助金交付要綱」の整備状況を確認するとともに、当該事務が、規則等に規定する手続きに基づき適正に行われているか、また、目的に見合った成果が表れているかに着目して監査を行う。
- (4) 委託契約を締結している業務について、実施すべき内容が適切に把握された上で、仕様書等に照らして適正に履行されているかを担当部署がどのように確認しているか、また、目的に見合った成果が表れているかに着目して監査を行う。
- (5) 情報システムを導入している業務について、一連の事務処理のなかで、どのような処理が行われ、担当部署でどのようなチェック機能が働いているかに着目して監査を行う。
- (6) 統一的な基準による公会計が導入され、資産管理の重要性が高まっていることから、固定資産台帳に登載される50万円以上の備品の管理・活用状況に着目して監査を行う。

監査等の種類と対象

監査等の種類（根拠法令）	平成 30 年度 監査等対象
監査等の範囲	
<p>(1) 定期監査（法第 199 条第 1 項、第 4 項）</p> <p>財務に関する事務（収入・支出・契約・財産管理等）及び市の経営に係る事業管理に関する事務</p>	<p>文化スポーツ室・観光交流室、産業振興部、土木部、教育委員会事務局及び教育機関、消防本部、水道局</p> <p>※詳細は資料 P 4</p>
<p>(2) 行政監査（法第 199 条第 2 項）</p> <p>財務事務以外の一般行政事務</p>	<p>テーマを選定し実施</p> <p>【プロポーザル方式による契約について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9 契約 <p>※詳細は資料 P 6</p> <p>定期監査に併せて実施</p> <p>【一般行政事務処理等の改善に関する要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化スポーツ室・観光交流室 外 <p>※詳細は資料 P 5</p>
<p>(3) 財政援助団体等に対する監査（法第 199 条第 7 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政援助団体（市が補助金等の財政的援助を行った団体） ・ 出資団体（市が資本金等の 1/4 以上を出資している団体） ・ 指定管理者として公の施設の管理を行っている団体 <p>以上の団体の出納その他の事務及びそれら団体を所管する市の担当部局の事務</p>	<p>【財政援助団体監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明治団地自治会 ・ ニュータウン石森自治会 ・ 泉ヶ丘自治会環境整備会 ・ 高坂七区二丁目自治会 <p>※詳細は資料 P 7</p>
<p>(4) 決算審査（法第 233 条第 2 項、第 241 条第 5 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）</p> <p>一般会計・特別会計に係る決算、基金の運用状況及び公営企業会計に係る決算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計、特別会計（湯本財産区特別会計も含む）及び基金決算 ・ 公営企業会計決算
<p>(5) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）</p> <p>「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称）及び公営企業に関する「資金不足比率」並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計、特別会計（湯本財産区特別会計を除く）決算 ・ 公営企業会計決算
<p>(6) 例月現金出納検査（法 235 条の 2 第 1 項）</p> <p>会計管理者、水道事業及び病院事業の各管理者が管理する現金等の毎月の出納</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則毎月 25 日に当該検査実施月の前月分の現金預金残高を確認 ・ 一般会計、特別会計等については、財政状況や資金運営の状況を、企業会計については、経営状況を確認し、決算審査につながる検査と位置付けて実施

定期監査における調査件数及び指摘件数

○調査件数:課等単位で調査を行った全ての件数

○指摘件数:類似内容の指摘が複数生じるときは、課等単位で1件

No.	調査項目	調査件数 及び 指摘件数	監 査 対 象 部 局 名					合 計	
			文化スポーツ 室・観光交流室	産業振興部	土木部	教育委員会事 務局及び教育 機関	消防本部		水道局
1	収入 事務	調査件数	137	169	27	54	178	38	603
		指摘件数	4	3	2	4	2	1	16
2	支出 事務	調査件数	104	100	85	127	67	86	569
		指摘件数	6	7	2	4	15	0	34
3	契約 事務	調査件数	74	47	70	21	23	62	297
		指摘件数	7	1	2	6	3	1	20
4	財産 管理 事務	調査件数	35	13	8	48	104	44	252
		指摘件数	1	0	0	5	2	2	10
5	特定 事項	調査件数	8	12	9	13	6	8	56
		指摘件数	1	2	1	3	0	0	7
合 計		調査件数	358	341	199	263	378	238	1,777
		指摘件数	19	13	7	22	22	4	87

■No.5.特定事項の主な調査項目

各部共通	事務処理における内部統制の状況について 個別管理計画の策定状況について(水道局を除く)
文化スポーツ室・ 観光交流室	市民会館について 東京オリンピック・パラリンピック推進事業について 観光戦略の策定について
産業振興部	バッテリーバレー推進事業について ふるさといわき就業支援事業について いわき平競輪事業基金の今後の活用計画等について
土木部	復興道路整備事業の進捗状況について 震災復興・側溝堆積物撤去事業について 河川洪水ハザードマップについて
教育委員会事務 局及び教育機関	学校再編に係る今後の見通しについて 奨学資金貸与基金について 学校給食事務について
消防本部	火災予防対策の実施状況について 救急車の搬送時間短縮に向けた取組みについて
水道局	遊休資産の有効活用について 水道施設総合整備計画策定業務について 上・下水道料金処理システムの運用について

※特定事項 ①財務事務において、No.1収入事務からNo.4の財産管理事務のいずれにも該当しない項目
②財務事務以外の一般行政事務を主眼とした項目

意見又は要望とした事項

定期監査の過程で一般行政事務処理等の改善に向けた取組みや検討、事務執行にあたっての提言、提案が必要と認められ、意見又は要望を付した事項については次のとおりです。

No.	意見対象部課等		意見又は要望とする事項
1	産業振興部	商業労政課	ふるさといわき就労支援事業に関する取組みについて
2	産業振興部	公営競技事務所	光熱水費の負担のあり方の検討について
3	土木部	河川課	河川洪水ハザードマップの配布・周知について
4	消防本部	総務課	消防団員の報酬等に係る支給方法について
5	文化スポーツ室・観光交流室	—	個別管理計画の策定について
6	文化スポーツ室・観光交流室	文化振興課	いわき市文化財保存事業費補助金交付要綱の見直しについて
7	教育委員会事務局及び教育機関	—	個別管理計画の策定について
8	教育委員会事務局及び教育機関	教育政策課	奨学資金貸与基金について
9	教育委員会事務局及び教育機関	学校支援課	学校給食事務について
10	水道局	—	固定資産の適正な管理について

■ 行政監査（平成30年9月25日～平成31年3月20日）

1 概要

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、普通地方公共団体の事務の執行について、監査委員が必要と認める場合に行う監査であり、市の事務執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているか監査する。

2 監査のテーマ

「プロポーザル方式による契約について」

3 監査の目的

高度に専門的な技術や経験、創造性等を有する業務について、価格競争のみならず、複数の事業者から企画又は技術提案を求め、最も優れたものを契約候補者とするプロポーザル方式による業者選定が近年見られるようになったが、公正性、効率性及び有効性等の観点から、本市の同方式による契約の運用状況について検証するものとする。

4 監査の対象及び調査方法

平成28年度及び平成29年度に締結した契約のうち、プロポーザル方式により相手方を選定した75契約の所管部課等に対して、着眼点に基づいた共通の調査票を作成し回答を求めた。さらに、調査票の回答をもとに抽出した9契約の所管部課等に対し、関係書類等により詳細調査を行うとともに、必要に応じ関係職員への聴取を実施した。

5 監査の結果

(1) 調査の結果

各々の契約において、適切な募集期間の確保、審査の最低基準点の設定、審査基準の事前公表、結果の公表、選定等の理由説明等の運用に一貫性が欠ける面が見受けられた。

また、入札不調によりプロポーザル方式に変更するなど、採用の必要性や妥当性に疑義が生じる恐れがある例や、他の制度であるコンペ方式と混同している例、同一業務で長期間に渡り連続して採用しており、競争入札への移行も検討していく必要があると考えられる例が認められた。

(2) 意見・要望

本市のプロポーザル方式は、その運用において依るべき基準等がないまま、各課において多数執行されており、このような現状は、不適切な事務執行が行われるリスクを抱えていると考えられる。

このようなことから、契約の公正性、効率性及び有効性を確保し、適正かつ円滑な事務処理に資するよう、プロポーザル方式の手続き等に必要な遵守すべき基本事項を定めた指針を作成されることを望むものである。

■ 財政援助団体等に対する監査（平成 30 年 11 月 5 日～平成 31 年 1 月 18 日）

1 概要

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、市が補助金等の財政的支援を行っている団体に対して、当該団体の事業が補助金等の目的に沿って適正で有効かつ効率的に執行されているか監査する。

2 監査の対象

(1) 明治団地自治会

- ① 補助金名 いわき市防犯灯 LED 化促進事業補助金
- ② 所管部局 市民協働部 市民生活課

(2) ニュータウン石森自治会

- ① 補助金名 いわき市防犯灯 LED 化促進事業補助金
- ② 所管部局 市民協働部 市民生活課

(3) 泉ヶ丘自治会環境整備会

- ① 補助金名 いわき市防犯灯 LED 化促進事業補助金
- ② 所管部局 市民協働部 市民生活課

(4) 高坂七区二丁目自治会

- ① 補助金名 いわき市地域集会施設整備費補助金
- ② 所管部署 市民協働部 地域振興課

3 監査の対象年度

平成 29 年度

4 監査の結果

(1) 所管部局について

財政援助団体に対する補助金は、規則等に基づきおおむね適正に交付されていると認められた。

(2) 財政援助団体について

交付された補助金は、交付の目的及び事業計画に基づきおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められた。

○ 明治団地自治会

- ・ 是正改善を要する事項（1 件）

施工業者に対し、支払予定額による領収書を発行させていた。

■ 監査事例説明会

1 目的

財務事務を中心として事務処理誤りが発生しやすい事例について、定期監査等の結果や指摘事例などを基に改めてその発生原因を理解し、同様の誤りの未然防止や事務処理の改善を図り、適正な事務の執行に資する。(平成 27 年度から実施)

2 対象者

文書取扱責任者（課長補佐）及び係長

3 実施日及び参加人数

第 1 回 平成 30 年 5 月 14 日 101 人

第 2 回 平成 31 年 1 月 15 日 73 人

4 説明内容

- (1) 監査の概要
- (2) 監査における指摘事例集
- (3) 直近の監査結果

5 参加者のアンケート集計結果

- (1) 説明会が有意義と回答した参加者
第 1 回 79.8% (79人/99人) 第 2 回 90.3% (65人/72人)
- (2) 説明内容が理解できたと回答した参加者
第 1 回 77.8% (77人/99人) 第 2 回 90.3% (65人/72人)
- (3) 各職場でミス防止するための方策について（自由記載）
 - ・ マニュアルを作成し、注意点を洗い出し、気をつける。
 - ・ 条例・規則・要綱と照合し、事務執行を行う。
 - ・ 担当 1 人に任せるのではなく、複数人での入念なチェック体制をさらに強固にし、ミスのない事務処理の執行をしていきたい。
 - ・ 指摘の多いもの等について、事務におけるチェックリストを作成し、共有及びミス防止の意識徹底を行う。
 - ・ 1 つの事務を特定の職員しか分からないということがないよう、担当事務のローテーション等を実施する。
 - ・ 説明会資料を、業務の際確認しながら活用したい。

平成30年度 監査等実施日程

監査等の種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	担当
定期監査	文化スポーツ室				22				20				1係
	観光交流室				22				20				1係
定期監査	産業振興部			9									1係
	土木部	16		9									2係
	教育委員会							16				20	1係
	消防本部					3		16					2係
行政監査	水道局							16				20	2係
												20	2係
財政援助団体等監査								5		18		20	1係
													2係
例月現金 出納検査	一般・特別会計・基金	26	29	26	28	26	23	27	26	24	19	26	1係
	企業会計	25-27	28-30	25-27	27-29	25-27	22-24	26-28	26-27, 7	23-25	18-20	25-27	2係
決算審査	一般・特別会計、基金			29									1係
	企業会計			21									2係
健全化判断比率等審査													1・2係
監査事例説明会													1・2係